

# オフショア人民元債フォーカス(ダイワSMA専用)

追加型投信／海外／債券

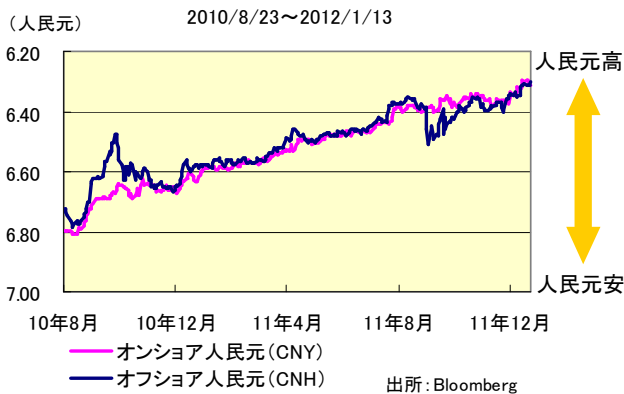
## ～点心債市場および組入れファンドの状況について～

### 【市場環境】

12月の点心債(中国本土以外、主として香港で発行されている人民元建て債券)市場は、小幅高となりました。月初より、欧州連合(EU)首脳会議を控え、欧州の債務危機克服に向けた対策が進むとの期待感から世界的に株価が上昇し、中国のクレジット市場を下支えしました。一方で、中国経済の先行きに対しては、欧州債務危機や世界経済減速の影響が一層顕在化するとの見方も根強く、上値を抑制する要因となりました。とりわけ中旬以降は、市場参加者が少なくなり、流動性がやや低下する中、方向感の乏しい展開となりました。

オフショア人民元の対ドル相場は、中旬にかけて弱含みの展開となりましたが、その後月末にかけて再び上昇基調となりました。しかしながら、小幅な円高ドル安の進行により、人民元の対円レートはほぼ横ばいとなりました。

＜人民元(対ドル)の推移＞



＜オフショア人民元(対円)の推移＞



### 【運用状況】

先月は、セカンダリー市場の売買も活発化し、保有銘柄の多くが回復を見せる中、概ね現状のポートフォリオを維持しました。潜在的なリスクに比べて利回りの高い銘柄を選別的に組み入れている他、残存1年程度の格付けの高い銘柄の組み入れなどにより、クレジットの質とデュレーションのバランスを取っております。保有銘柄のうち約3分の2は投資適格債(社内格付けでBBB以上)で構成されており、地域や業種の配分にも配慮しました。保有銘柄数は24、債券組入率は96.8%、ポートフォリオの平均最終利回りは5.38%、平均格付けはBBBとなっています。(2011年12月末現在)

### 【今後の新規発行見込み】

今月の点心債の新規発行は、人民元相場の回復を受け、銘柄数、発行額とも増加する見込みで、100～200億元程度の発行額を予想しております。具体的には、ロッテ・ショッピング(百貨店やディスカウントストアを展開する韓国企業)、アメリカ・モバイル(中南米諸国及び米国などでワイヤレス通信サービスを手掛けるメキシコ企業)、スペインカ・ハンデルスバンク(スウェーデンの商業銀行)など著名な多国籍企業に加え、中国の政策金融機関である、中国国家開発銀行と中国農業発展銀行も発行する見込みです。

### 【点心債市場並びに人民元に関する最近のトピック・報道など】

年末年始にかけて、点心債市場や人民元の今後の動向に直接・間接的に関連すると思われる様々な情報が公表されておりますので、以下にお示しします。

#### ・通貨スワップ協定の拡大

中国は、パキスタン、タイとそれぞれ、通貨スワップ協定を締結しました。規模は、それぞれ、100億人民元、700億人民元で有効期間は3年です。中国人民銀行は、これは相手国との金融協力を強化し、貿易・投資を促し、地域の金融安定を共に守ることを目的としていると強調しました。これにより、中国と通貨スワップ協定を結んでいる国は14カ国となりました。

### ・オフショア人民元預金残高回復

香港金融管理局(HKMA)が発表した11月の金融統計によると、同月末現在の人民元預金残高は10月末に比べ1.4%増の6,273億人民元(約7兆6500億円)となりました。10月の残高が過去2年で初めて減少していたことから、預金残高の減少を懸念する見方もありました。

### ・香港の発券3銀行、2012年から人民元のオフショア・インターバンク・オファーレート提示へ

香港の発券銀行3行(スタンダード・チャータード、BOC香港、HSBC)が、2012年から人民元のオフショア・インターバンク・オファーレートの提示を開始することを財務市場協会(TMA)が明らかにしました。TMAによると、3行はそれぞれがTMAのウェブサイトを通じ、人民元のオフショア・インターバンク・オファーレートを提示します。それにより、香港のオフショア人民元市場の拡大が一段と進むと予想されます。

### ・人民元建て業務の種類と範囲を拡大

中国人民銀行は、「人民元建て業務の種類と範囲を徐々に拡大していく」と発表しました。2012年度の中国人民銀行活動会議がこのほど行われ、市場のニーズに基づき、人民元建て業務の種類と範囲を徐々に拡大していくことが明らかにされました。それによりますと、人民元建て貿易決済や人民元建て投資決済に力を入れ、人民元の越境流動へのモニタリングや管理を強め、個人による越境取引向けの人民元建て決済業務を試みるということです。

### ・人民元支払いシステムの改良を進める

中国人民元の世界的な活用促進を目指す新たな動きが進む中で、中国は支払いシステムを改良しています。中国の政府高官や各銀行幹部によると、中国人民銀行は国境を越えた人民元建て貿易をさらに促すため、中国現代化支払いシステム(Cnaps)として知られる制度の改良を進めています。現在は、手作業のシステムがしばしば高い取引コストにつながる中、このシステム内での人民元への支払いはまだ、ドルなどの主要通貨の国境を越えた支払いに匹敵する効率性をもって処理されてはいないと見られています。中国人民銀行は、このシステム内での電子支払いを下支えするため、国際銀行間通信協会(SWIFT)が採用する通信基準の活用に同意したと伝えられています。これによって、銀行がより効率的に国境を越えた人民元資金の決済ができるようになることが予想されます。

### ・銀行10行が250億人民元の点心債発行認可を取得

中国国家発展・改革委員会は1月11日、新たに外資系を含め、中国国内の銀行10行に対して、点心債を発行することを認めた旨を発表しました。発行額は250億元(約3,000億円)となる見通しです。点心債発行の増加傾向は続く見通しで、HSBC香港の予測では2012年の新規発行額は2,600億から3,100億元となっています。今回認可を受けた10行は、国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行、中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行、交通銀行、東亜銀行中国、HSBC中国です。

(「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用会社からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成)

当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

<販売会社>

## 大和証券

Daiwa Securities

商号等 : 大和証券株式会社  
金融商品取引業者 (関東財務局長(金商)第108号)  
加入協会 : 日本証券業協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会  
社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

## 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

商号等 : 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号)  
加入協会 : 社団法人投資信託協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会  
照会先 : ホームページアドレス <http://www.sjnk-am.co.jp/>  
TEL.03(5290)3519 ●営業部

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

1

## 主として「中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券」※等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

※大半は、香港で発行されており、一般的にそれらは「点心債」と呼ばれています。

※中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。

- ◆当ファンドは、UBPインベストメンツが運用する投資信託証券「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ◆「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用は、投資顧問会社であるUBPインベストメンツが、副投資顧問会社である「ブルーデンス・インベストメント・マネジメント(香港)」へ運用を委託します。

2

## 人民元高による為替差益と債券投資による運用収益(インカムゲイン・キャピタルゲイン等)の獲得を目指します。

- ◆上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。
- ◆人民元建て債券に投資を行いインカムゲインの獲得を目指すとともに、信用リスクの改善が見込める企業等の債券にも投資を行うことで、債券価格の上昇によるキャピタルゲインの獲得も目指します。

### UBPインベストメンツについて

- ユニオン バンケール プリヴェ(以下、UBPといいます)の日本拠点
- UBPはスイスを代表する資産運用会社の一つ
- UBPは1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開(2011年4月末現在)
- UBPの運用資産額:約740億米ドル(約6兆739億円:2011年4月末現在)
- UBPは世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

### ブルーデンス・インベストメント・マネジメントについて

- 数少ない中国の債券専門の運用会社
- 2008年設立。香港、深セン、北京、上海にリサーチ・チームをもち、緻密なリサーチを行います。
- 運用資産額は約2.5億米ドル(約202億円:2011年5月末現在)



＜基準価額の変動要因＞

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

＜主な変動要因＞

<p>公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</p>	<p>公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。また、公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することもあり、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>カントリーリスク</p>	<p>一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。 また、中国政府による海外への送金規制(海外からの投資規制)や課徴的な税制等の規制の導入、政策の変更等により、為替市場や有価証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。</p>

＜その他の留意点＞

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆主に香港市場における人民元為替取引は、オフショア人民元(CNH)の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、CNHと中国本土のオンショア人民元(CNY)の為替レートが連動しないことがあり、CNHとCNYの値動きは乖離する場合があります。

◆当ファンドは、投資信託証券を通じて中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を、実質的な主要投資対象としますが、債券の発行・流通市場の需給関係等によっては、組入れに時間がかかることがあります。したがって当ファンドは債券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お申込み

(注) 当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドのご購入の申込みを行なう場合には、ダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 ※ 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情(基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態等)により、有価証券の売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)およびルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)が連続する期間(土曜日、日曜日を除きます。)ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情(取引市場における流動性が極端に減少した場合、基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態等)があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年6月15日まで(設定日 平成23年8月8日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	6月15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成24年6月15日。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※当ファンドは分配金を受取る一般コースのみとなります。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## 手数料等

(注) 目論見書に記載されたファンドの費用の他に、別途締結されるダイワSMAIに係る投資一任契約に基づく投資顧問報酬が発生いたしますのでご了承ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料を徴収している販売会社はありません。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0395% (税抜0.99%) を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
(委託会社)	年率0.3675% (税抜0.35%)
(販売会社)	年率0.6300% (税抜0.60%)
(受託会社)	年率0.0420% (税抜0.04%)
投資対象とする 投資信託証券の 信託報酬等	年率0.93% ※左記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	年率1.9695% (税込) 程度 ※投資信託証券の組入状況等によって変動します。
その他の費用・ 手数料	<p>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021% (税抜0.0020%)) を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円 (税抜25万円)) を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</p> <p>◆その他の費用(*) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、コール取引等に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息 等 (*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- ◆当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい。
- ◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### <手数料等の諸費用について>

- ・ダイワSMA（「ダイワSMA」および「ダイワSMAプライベート・アセットアロケーション・サービス」の両方を含みます。以下同じ）報酬は、投資一任契約に定める契約資産の額に一定の料率（成功報酬型：上限2.625%（税込）、固定報酬型：上限3.675%（税込））を乗じて計算します。さらに成功報酬型の場合は、運用成果の額の最大21%（税込）が加算されます。また、多種多様な運用スタイルに応じて間接的にご負担いただく費用（信託報酬など）を別途ご負担いただきます。詳しくは、各商品の目論見書、契約締結前交付書面をご確認ください。

### <ご投資にあたってのリスク等>

- ・ダイワSMAは投資一任契約に基づき、ダイワSMA口座において値動きのある有価証券に投資・運用するサービスであるため、契約資産の額（投資元本）が保証されるものではなく、金利・為替相場の変動および株式・債券の発行者の信用状況などが変化することにより、投資元本を下回る可能性があります。
- ・なお、投資一任契約において信用取引または先物・オプション取引を行なう場合、多種多様な運用スタイルに応じて契約資産の額の一定割合を証拠金等として差入れます（これら取引の金額は証拠金等を上回る可能性があります。これら取引の金額の証拠金等に対する比率は運用状況によって異なり、事前に算出することはできません）。
- ・上記の相場変動、発行者に係る状況等の変化により、株式等の価格または市場価額が予想と反対の方向に変化し、短期間のうちに証拠金等の大部分またはそのすべてを失う可能性があります。また、その損失は証拠金等の額だけに限定されず、契約資産の額（投資元本）のすべてを失うか証拠金等の追加差入れが必要となる場合があります。
- ・信用取引または先物・オプション取引の詳細については、契約締結前交付書面をご確認ください。運用による損益は、すべて投資者であるお客さまに帰属します。

### <ご投資にあたっての留意点>

- ・「ダイワSMA」または「ダイワSMA プライベート・アセットアロケーション・サービス」のお申込みにあたっては、あらかじめ契約締結前交付書面をお渡ししますので、よくお読みいただき、専任SMAコンサルタントより十分な説明をお受けください。
- ・また、お申込みの際には、「ダイワSMA投資一任契約書（兼契約締結時交付書面）」または「ダイワSMAプライベート・アセットアロケーション・サービス投資一任契約書（兼契約締結時交付書面）」、「ダイワSMAサービス内容説明書」または「ダイワSMAプライベート・アセットアロケーション・サービス内容説明書」、「ダイワSMA口座約款」等で詳細をご確認ください。

商号等 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号  
本社所在地 〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
電話 (03)5555-2111(代表)  
加入協会 日本証券業協会 社団法人日本証券投資顧問業協会 社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
資本金 1,000億円  
主な事業 金融商品取引業